

学校給食対応基本方針

岐阜大学教育学部附属小中学校

(1) 医師による診断・指示に基づき適切に対応する

- ・学校が給食の対応を行う場合は、主治医から受けた「食品除去の指示書」に基づいて行う。「食品除去の指示書」は、変更が生じた都度、提出する。
- ・対応開始後、保護者は1年に1回以上受診し、主治医が記入した「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」を提出する。

(2) 該当児童生徒の状況、学校の状況等を総合的に判断して対応する

- ・学校は、保護者からの申し出について協議し、学校及び調理場の状況（施設や人員など）、児童生徒の実態（重症度や除去品目数、人数など）を考慮しながら、安全性を最優先して対応する。

(3) 該当児童生徒を取り巻く関係者が情報を共有し、役割を明確にして対応する

- ・学校は、校内の教職員はもちろんのこと、保護者や主治医、学校医等の関係機関、設置者である岐阜大学との連携のもとに対応する。

(4) 対応が必要な様々なケースを想定する

- ・学校給食はもとより、各教科等における食に関する学習、宿泊を伴う行事・校外学習等、様々な場合を想定して該当児童生徒が安全に学習（活動）できるようにする。

(5) 児童生徒に対して、食物アレルギーに対する理解を深める指導を行う

- ・該当児童生徒の将来を考え、発達の段階に応じて食物アレルギーに対する知識を深める指導を進める。

(6) 食物アレルギーへの理解を深め、緊急時に対応できるよう研修を行う

- ・該当児童生徒への対応を適切に進めるが、「万全の体制で対応を進めている場合でも、事故は起こり得る」という認識をもち、計画的に教職員の研修を位置付ける。